

# 協議会だより

## 「第五波」子ども感染が急増——学童保育の対応

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大の「第五波」で、一〇歳未満や一〇代の子どもたちへの感染が広がっています。

厚生労働省（以下、厚労省）による一週間ごとの学童保育の休所等の状況の発表によれば、二〇二二年八月二十六日一四時の時点で、「全面休所している放課後児童クラブがある都道府県の数」は一六都県、「全面休所している放課後児童クラブの数」は三五か所（三三か所は感染者が出たことによる休所、三か所は自治体からの要請による休所）でした。

七月二十九日一四時の時点では三県で四か所、八月五日一四時の時

点では八県で二三か所でしたので、感染の広がりは明らかです。

なお、厚労省によると、二〇二〇年三月から八月二十六日までの間に、感染者が発生した放課後児童クラブの数は六六〇か所、感染者数は職員二九一名、利用児童は八五六名（いずれも累積値）とのこと。

二〇二二年八月末現在、感染の広がりをふまえて小・中学校の「臨時休業」（夏休みの延長）を決めた市町村もあり、学童保育現場は再び、午前中からの開所に向けて、指導員の確保など子どもの受け入れ態勢の構築、利用希望の確認など、対応に追われています。

また、感染拡大防止のための消毒作業の増加、これまでの生活内容の見なおし、学童保育の子ども

にPCR検査で陽性反応が出た、あるいは濃厚接触者となった場合に、自治体担当課や学校、保健所との連絡・調整、保護者への個別の連絡など、指導員の負担も増えています。

\* \* \*

二〇二二年五月下旬から、全国各地で学童保育指導員を対象に「新型コロナウイルス感染症」予防ワクチンの優先接種がはじまっています。一二歳未満は接種の対象ではないため、子どもに接種する仕事に従事する人々が接種を受けることで、感染拡大を防ぐことが期待されているのです（本誌二〇二二年九月号参照）。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）では二〇二二年八月三〇日現在、一〇都道府県（市町村数は三六〇）と、五六市町村で、優先接種が実施されていることを把握しています。

しかし、全国一七四二市町村の

うち、学童保育を実施している市町村は一六二〇市町村（全国連協の実施した二〇二〇年度実施状況調査結果より）あり、大きな地域格差がありますし、都道府県単位でワクチンの優先接種が行われているところも少数です。

二〇二一年度の内閣府「子ども子育て支援交付金」には、「①小学校の臨時休業に伴い放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」「②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」が予算計上されています。

①は、小学校の臨時休業にもなっており、午前中から学童保育を開所した場合に、一支援の単位につき一日あたり、計三万二〇〇〇円の申請が可能というもので（保護者負担は求めない）、補助割合は国三分の一です。

②は、市区町村が感染拡大防止を図るために学童保育を臨時休業させた場合、市区町村が保護者へ

返却する日割り利用料について、一人につき一日あたり五〇〇円を財政支援するもので、補助割合は国・県市区町村が各三分の二です。ぜひ、これらの補助金を活用するよう、市町村に働きかけましょう。

全国連協では、ひきつづき、学校の「臨時休業」と児童保育での対応についての情報提供を地域児童保育連絡協議会に呼びかけ、各地域の現状と要望を厚生労働省に届けます。皆さんの地域での動きについて、ぜひ情報をお寄せくださいますようお願いいたします。

### 児童保育でのわいせつ被害の実態が明らかに

二〇一六年度から二〇二〇年度までの五年間の、児童保育でのわいせつ被害の実態が報道により明らかになりました(二〇二一年八月二二日付『読売新聞』)。

二〇二二年五月末に「教員による児童生徒性暴力防止法」が成立したことで、附則に子どもに接する業務に就く者の性犯罪歴を照会する制度の検討が明記されたことを受けて、保育・児童保育現場での実態を取り上げたものです。

二〇二二年の「子ども・子育て支援法」制定と児童福祉法の改定にもなっており、児童保育には、「放課後児童支援員」の認定資格制度が設けられました。「放課後児童支援員」は、児童保育指導員のなかで、国が設けた資格を取得した者のことです。

この資格には、「認定の取消」という仕組みがあります。都道府県等は、「虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合」「虐待等の禁止(基準第一二条)に違反した場合」「秘密保持義務(基準第二六条第一項)に違反した場合」「その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場

合など」の事実を把握したときに、「当該者を認定者名簿から削除」します。「認定者名簿から削除」されたあと、国はこれを適正に運用する必要があります(全国連協発行の冊子『児童保育情報二〇二〇・二〇二一』一八五ページもご参照ください)。

一方、職員が無資格者であった場合、この網をかくくることができてしまいます。厚労省の調査(二〇二〇年五月一日現在)によれば、約一六万人と言われる放課後児童支援員等のうち、四割にあたる約七万人は資格を持たない補助員です。

厚労省は「放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項」について、全国児童福祉主管課長会議などで、つぎのように周知しています。

「設備運営基準第一二条において、『利用者に対し、児童福祉法第三三条の一〇各号に掲げる行為

その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない』としている。児童福祉法第三三条の一〇各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく各クラブにおいても、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていたことが必要である。また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。(以下略)」

全国連協は、二〇一九年四月に「児童保育指導員の倫理綱領(案)」を提案しています。会の発行した冊子『改訂・テキスト 児童保育指導員の仕事【増補版】』(頒価一〇〇〇円〔税込〕)に収録されていますので、「子どもを守る事業」を行ううえで必要なことを考えあう際に、ぜひこれらも活用ください。